

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年8月9日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	廃棄物処理建屋地下1階にて液体廃棄物処理系の配管に設置されている弁の分解点検をしていたところ、点検中の弁の開放部より水漏れが認められた。今後、原因を調査。	A	8月8日公表済 (PDF58kB)

その他：9件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	所内ボイラ亜硫酸ソーダ流量調節器の点検時、計器の校正出力値に変動が認められたため、当該計器を交換	D	
2	4号機	所内ボイラ薬注制御盤内操作切替スイッチの点検時、「自動」→「手動」への切替不能が認められたため、当該スイッチを交換	D	
3	5号機	復水前置ろ過器（A）液位記録計の点検時、ペンホルダに亀裂が認められたため、当該ホルダを交換	D	
4	5号機	定検停止後のタービン建屋ファンネル点検において、詰まり等の不具合（計18件）が認められたため、当該ファンネルを点検・修理	D	
5	5号機	高圧注水系タービン排気管ドレン弁において、「開」側表示用ランプの点灯不良が認められたため、開閉表示用リミットスイッチを点検・修理	D	
6	5号機	所内ボイラ薬注配管において、吐出配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	C	
7	6号機	工具センタより借用した電工ドラムにおいて、アース線の断線・紛失が認められたため、調査及び対応検討	D	
8	その他	流量計装整合確認業務において、委託実施内容変更の承認書に作成遅れが認められたため、是正及び対応検討	D	
9	その他	海生物処理前処理設備No.1洗浄装置駆動用電動機において、起動不能（1台）が認められたため、当該電動機を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」 (JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為 (判断) とは異なる行為 (判断)

不適合管理グレード分け (不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで